

令和7年第6回瑞穂市農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和7年5月19日
2. 開催日時 令和7年5月26日 午後1時30分
3. 開催場所 瑞穂市役所巢南庁舎3階 3-2会議室
4. 出席委員数 14人

5. 出席委員

- 1番 松野藤四郎委員
2番 古川 正敏委員
3番 廣瀬 秀男委員
4番 青木千恵子委員
5番 浅野 隆士委員
6番 林 鉄雄委員
7番 豊田美津雄委員
8番 高田 住代委員
9番 高田 里美委員
10番 今尾 京子委員
11番 武藤 誠委員
12番 馬淵 正直委員
13番 北村 一也委員
14番 酒井 健詞委員

6. 欠席委員 なし

7. 本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局長	鹿野 将弘
事務局次長	玉置 公司
書記	住 義之
書記	井川 千晶

8. 農業委員会等に関する法律第35条の規定により出席した者の職氏名 (なし)

9. 議 事 日 程

日程第 1 議事録署名委員の指名について

日程第 2 専決処分等の報告について

報告第 8 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書について

日程第 3 農地法関連議案について

議案第 2 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書の審議について

議案第 2 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について

議案第 2 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について

日程第 4 農業経営基盤強化促進法関連議案について

議案第 2 4 号 農用地利用集積計画等促進計画案に関する意見について

日程第 5 納税猶予制度の証明について

議案第 2 5 号 農地法第 3 条の規定による買受適格証明願いについて

日程第 6 農業委員会の活動報告の点検・評価について

議案第 2 6 号 令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他事務の実施
状況の公表について

10. 審議の経過

(午後1時30分)

○議 長 本日、総会を招集しましたところ、定刻までにご出席をいただき誠にありがとうございます。只今の出席委員は14人です。定足数に達しておりますので、瑞穂市農業委員会第4回総会を開会いたします。それでは、本日の会議を開きます。お手元に配布している資料を基に進めて参ります。

○議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、3番廣瀬秀男委員、4番青木千恵子委員の2名を指名いたします。

○議 長 日程第2、専決処分等の報告について令和7年4月11日から令和7年5月10日までの間に、瑞穂市農業委員会に届出のあった、農業委員会事務局規程第6条の規定による、専決処分事項につきましては、法令及び当委員会の申し合わせ事項について事務局で、確認及び審査し受理済みであります。報告第8号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について」、事務局に報告を求めます。

(事務局報告)

○議 長 只今、事務局から報告がありました、報告第8号について、質疑等ありませんか。

(質疑、意見無し)

○議 長 日程第2の専決処分の報告を終わります。

○議 長 日程第3、農地法関連議案について議題とします。議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請書の審議について」、議案第22号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、並びに議案第23号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」事務局に説明を求めます。

(事務局説明)

○議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地区担当委員の方から、ご意見がありましたらお願い致します。

○議 長 議案第 2 1 号番号 1、番号 2 について武藤 誠委員ご意見ありますか。

○武藤委員 特段意見はございません。

○議 長 議案第 2 2 号番号 1 及び議案第 2 3 号番号 1 について、古川 正敏委員ご意見ありますか。

○古川委員 特に問題もない件と思いますのでよろしくお願いします。

○議 長 只今、地区担当委員さん及び事務局より説明がありましたが、中央のテーブルに準備しました各種申請書を精読して頂くため、暫時休憩とします。再開は 1 時 4 5 分とします。

(暫時休憩)

○議 長 只今より再開いたします。

○議 長 議案第 2 1 号番号 1 について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

○松野委員 2 1 号番号 1 について、譲受人の経営面積が 0 ということで初めて農業をやられるとのことですが、畑は労力がかかるものであり果たしてできるのか疑問に思います。

○事 務 局 本議案の譲受人は過去 1 0 年間にわたり所有者から作業委託を受けて畑を耕作されてきたとのことで、今後も所有者は自作しないと判断、耕作者である譲受人への売渡しを決めたと伺っています。農地は所有されていなくても、長年の耕作実績から畑作可能と考えています。

○議 長 他にご意見、ご質問ありませんか。

(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第 2 1 号番号 1 について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第２１号番号２について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

○北村委員 わかったらで結構ですが、持分割合に違和感があるのと、共有者の関係について教えてください。

○事務局 詳しいことは分かりませんが、譲受人の２人は親族関係であり、持分割合は両者の話し合いで決められ、今後共有で管理されると聞いています。

○議 長 他にご意見、ご質問ありませんか。
(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第２１号番号２について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第２２号番号１について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

○浅野委員 貸駐車場と露天駐車場の違いについて教えてください。また現況が雑種地ということですが、地目を宅地にしないと具合が悪いのではないですか。

○事務局 一体利用地である南側の土地については、地図を見ると建物がありますが、現況は取り壊し済みで更地となっています。ここの地目は宅地です。申請地である８０１－１及び８０１－２については過去に資材置場で申請がありましたが、年度途中で取り下げ申請をされています。なお、岐阜土木事務所の指導により申請地は南側の一体利用地よりも、元の畑の高さをキープするということで、２０ｃｍ程度低くなっています。申請者は１８台の露天駐車場を設置する計画で、本許可申請と並行して、岐阜土木事務所にも河川法許可申請を提出中と伺っています。

○浅野委員 造成が済んだら宅地になるのでしょうか。

○事務局 造成が済んでも建物が建築されるわけではないので雑種地のままです。

○浅野委員 北側の道路と高さは同じにはならないのでしょうか。

○事務局 北側の道路とは段差があるため、北側道路からの出入りは困難です。同じ高さにされる予定は伺っていません。

○議長 他にご意見、ご質問ありませんか。

○北村委員 取り下げがあった場合は次の総会で報告をいただきたいです。見回りをした際に取り下げられていることがわからないままだと、いつ転用工事が着工になるのか、何度もその場所を訪れることになりかねません。

○事務局 はい、わかりました。

○議長 他にご意見、ご質問ありませんか。
(質疑、意見無し)

○議長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第22号番号2について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議長 議案第23号番号1について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

○北村委員 地図を見ますと、道路に接していないので建物が建てられるのか確認したほうが良いと思います。

○事務局 建物計画がある場合農地法だけでなく建築基準法を満たす必要があります。その点については窓口で注意しながら接しております。接道については、申請部分の敷地を旗竿のように市道まで伸長して確保する計画と伺っています。

○議長 他にご意見、ご質問ありませんか。
(質疑、意見無し)

○議長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第23号番号1について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議長 日程第4、農業経営基盤強化促進法関連議案について議題とします。議案第24号「農用地利用集積計画等促進計画案に関する意見について」事務局に説明を求めます。
(事務局説明)

○議長 議案第24号番号9について、今尾京子委員が関係者となりますので退席をお願いします。今尾委員におかれましては、何かご自身以外の案件へのご意見がございいますか。無いようでしたら退席をお願いいたします。
(今尾委員退席)

○議長 議案第24号について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

○古川委員 7番の備考のところに貸借権を設定する者の相続人同意ありと書いてありますが、貸借権を設定する者は亡くなられているのですか。もうひとつ10番の備考に貸借権を設定する者の共有者同意ありと書いてありますが、共有者の名前が出てこない事情を教えてください。

○事務局 従来から利用権設定の場合は備考欄に記載させていただいているところではありますが、7番はご指摘のとおり所有者は逝去されており、実際は相続人とやり取りして進めています。10番についても共有の方がいますので共有者の同意をとって進めています。

○廣瀬委員 農地利用集積ということは、多くの田んぼを一つにまとめて畦を取り払い耕作しやすいようにするとの考えでよろしいでしょうか。

○事務局 只越地区を中心に畦のない田も増えてきています。田を集積してひとりの農業者へ集約していくことが法の理想であり、農業者の希望と合致しています。

○廣瀬委員 今回掲載されている田については、今後畦がなくなる方向ですか。また、畦をとる場合はだれがその費用を支払うのですか。

○事務局 費用については借主貸主双方の協議の上決定していると思われます。また畦とり作業は借主側がトラクター等で対応されているものと思われます。

○廣瀬委員 畦でなく赤道の場合はどうなりますか。

○事務局 赤道は公共の土地なので簡単に取れません。市道として供用されていない赤道の場合は、利用者が国から買い取って耕作することも不可能ではありません。

○北村委員 相続人は何人いてその全員から同意を得たのか、共有者に関しても全員から同意を得たのか教えてください。

○事務局 担当に確認してお答えしますのでしばらくお待ちください。

○議長 他の意見、質問がありますので先に進めます。

○豊田委員 ある担い手は、田は借りても畦畔は借りていないと言われ、畦畔は雑草だらけですが、畦畔の管理責任は所有者、耕作者どちらの責任ですか。

○事務局 畦畔は農業委員会策定の指針では、借り手の管理であると明文化しています。過去から耕作者が管理してきた歴史があるためです。しかし、一部の担い手は、そのことは理解されつつも、あえて畦畔の管理料を所有者に請求されており、さらに担い手によってその料金に差があることから物議を醸しています。3条許可、利用権設定ともに、対象となる農地の管理能力の審査はあっても、畦畔のことまで及ばないのが現状です。

○議 長 豊田委員よろしいですか。では、先ほどの北村委員の質問について事務局が確認できたようなので、報告してください。

○事務局 北村委員からご質問をいただきました件について、報告させていただきます。番号7については、法定相続人3名で3名とも同意をいただいています。番号10についても共有者3名で3名とも同意をいただいています。

○浅野委員 共有や相続人による申請の場合、所有者欄の氏名に外○名や相続人外○名などの掲載をするなどもう少し分かりやすく表示してもらいたい。

○事務局 システム出力後に手入力が必要になりますが、以前からご説明させていただいている通りで、今年度は本申請が1,000件近く発生する月がある見込で、手打ち等で表示することが一時的に難しくなることも考えられますので、その際にご理解をお願いします。

○松野委員 畦畔の草刈りに関して個人、担い手にどのように指導されているか。

○事務局 先ほども触れさせていただいたとおり基本は借主にお願いしています。但し、別途管理料金が必要と借主から条件提示された農地の一部は、ご指摘のとおり料金を支払われないためなのか、畦畔が雑草だらけとなっています。

○議 長 他にご意見、ご質問ありませんか。
(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第24号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。今尾京子委員の入室を認めます。

○議 長 日程第5、納税猶予制度の証明についてを議題とします。

議案第 25 号「租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項に規定する農地等についての相続税納税猶予の適用を受ける適格者証明願いについて」事務局に説明を求めます。

(事務局説明)

○議長 長 只今、事務局から説明がありましたが、地区担当委員の方から、ご意見がありましたらお願い致します。

議案第 25 号番号 1 について、松野 藤四郎委員ご意見ありますか。

○松野委員 この案件については、相続で納税猶予したいとのことで特に意見はありません。

○議長 長 議案第 25 号番号 1 について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)

○議長 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第 25 号番号 1 について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議長 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議長 長 日程第 6、農業委員会の活動計画の点検・評価についてを議題とします。議案第 26 号「令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」、事務局に説明を求めます。
(事務局説明)

○議長 長 議案第 26 号については、内容を鑑みて例年どおり部会に付託したいと思えます。なお、各部会に付託する個所については、11 ページの割り振りしたいと思います。この案件を農地利用最適化推進委員の意見聴収を行いつつ、農地部会及び農政部会に付託することについて質疑、意見があれば挙手をお願いします。

○北村委員 II の最適化活動実施状況について、推進委員等の点検評価結果について、「目標に対して期待を下回る結果となった」ことに対して去年も同じように下回る評価が続いており、情けない状況であるため、部会の中でどのようにこの評価を上

げていくにはどうすればよいか考えていただき、何らかの提案をいただければと思います。

○事務局 活動記録簿の記載内容が年を重ねるごとに減り続けています。活動をされていても、その内容を日誌に記録していないため、低い評価となっています。今まで委員の皆様方に毎月の会議で随時依頼させていただいているところですが、なかなか順調に進まないのが課題です。最適化交付金に影響するので 10 日間目標にご記入いただきたくお願いします。

○北村委員 事務局からの説明を求めています。農業委員として農地パトロールを週 1 回実施したり、農業新聞の購読で情報収集した記録等を記入する習慣にすることで、活動記録に記入する量、内容が増えるのではないかと思います。

○高田（住）委員 前研修を受けたときに記録簿に①、②というように記号を記入するだけでいいという説明を受けました。この方法なら簡単に負担感少なく継続できるのではないのでしょうか。

○事務局 他市で記号のみで記録している例はあります。簡素化も一つの試みるべき方法かもしれませんが、果たしてそれで会計検査に対応できるのかという疑問に対し農業会議から明確な回答がなかったため、積極的に皆さんに勧めていません。しかしその方法も不可とされていない以上、選択肢になります。記入例で示されているのでよろしければご覧ください。

○高田（里）委員 自宅で活動記録を書くのが厳しいなら、農業委員会終了後会場で 10 分間記入できる時間をとっていただけるとありがたいです。

○事務局 書くことがハードルなのは間違いなく、今のご提案はありがたいですね。

○議長 他にご意見、ご質問ありませんか。
(質疑、意見無し)

○議長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第２６号について、農地利用最適化推進委員の意見聴取を行いつつ、農地部会及び農政部会に付託することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議長 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議長 長 以上で本日の総会の議事はすべて議了致しました。

○議長 長 これにて、瑞穂市農業委員会第６回総会を閉会いたします。